



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1 . 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²³については【表 1】のとおりである。既済件数は、前回（1万 3441 件）より約 400 件減少して 1万 3036 件となった。平均審理期間は、前回（6.5 月）より 0.1 月短くなり 6.4 月となった（第 10 回報告書 229 頁【表 1】参照）。

【表 1】 既済件数及び平均審理期間
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
平均審理期間(月)	6.4

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 前掲 1 . 1 脚注 2 と同様に、民事控訴審訴訟全体の統計データのみを分析の対象とした。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表 2】のとおりである。平均審理期間は、全体としては 6.4 月であり、前回（6.5 月）から大きな変化はない。100 件以上の既済件数がある事件類型のうち、比較的大きな変化があったものとしては、「建築請負代金」（前回 6.7 月、今回 8.0 月）、「労働金銭」（前回 6.6 月、今回 7.0 月）の平均審理期間は長期化しており、一方、「売買代金」（前回 6.9 月、今回 6.2 月）、「医療損害賠償」（前回 8.0 月、今回 7.5 月）、「建物」（前回 6.0 月、今回 5.5 月）、「土地」（前回 7.6 月、今回 7.2 月）の平均審理期間は短縮している（第 10 回報告書 230 頁【表 2】参照）。

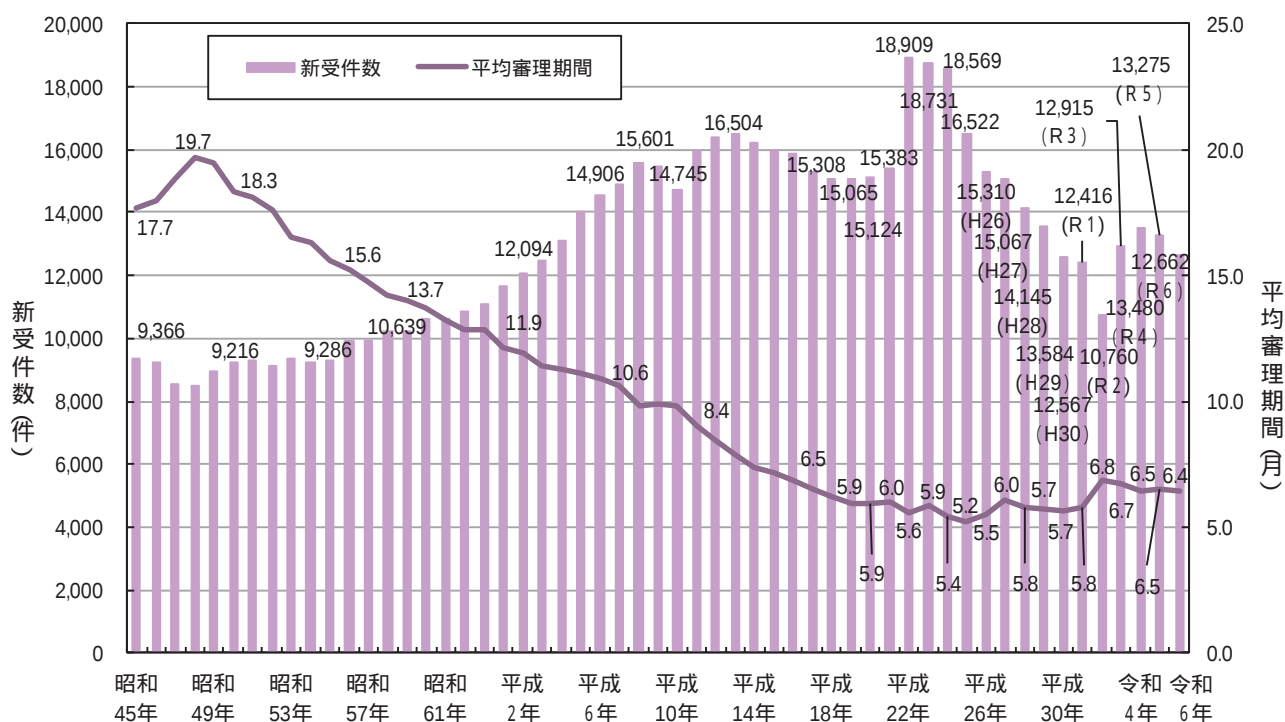
【表 2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
総 数		13,036	6.4
金 銭	売買代金	114	6.2
	貸 金	359	6.6
	立替金	36	4.9
	建築請負代金	155	8.0
	建築瑕疵損害賠償	75	8.7
	交通損害賠償	1,068	5.3
	医療損害賠償	171	7.5
	公害損害賠償	4	7.9
	その他の損害賠償	4,296	6.4
	手形金	2	11.3
	手形異議	3	6.0
	金銭債権存否	72	6.6
	労働金銭	315	7.0
	知的財産金銭	59	7.5
	金銭のその他	2,165	6.3

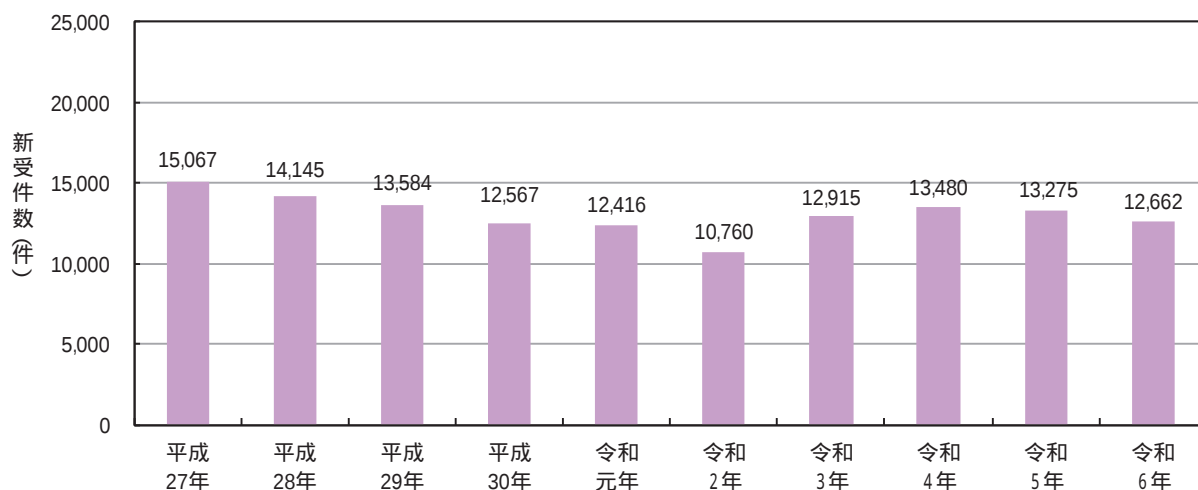
事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
人 事	建 物	858	5.5
	土 地	512	7.2
	土地境界	60	7.9
	労 働	263	6.8
	知的財産	66	7.8
	請求異議	51	4.5
	第三者異議	8	5.1
	公害差止め	-	-
	離 婚	1,155	6.4
	離 縁	21	4.2
	認 知	20	5.8
	親子関係	50	6.7
	人事のその他	30	6.3
	その他	1,048	6.9

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増し、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、令和6年においては、新受件数は前回（1万3480件）から減少し、1万2662件となった。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）

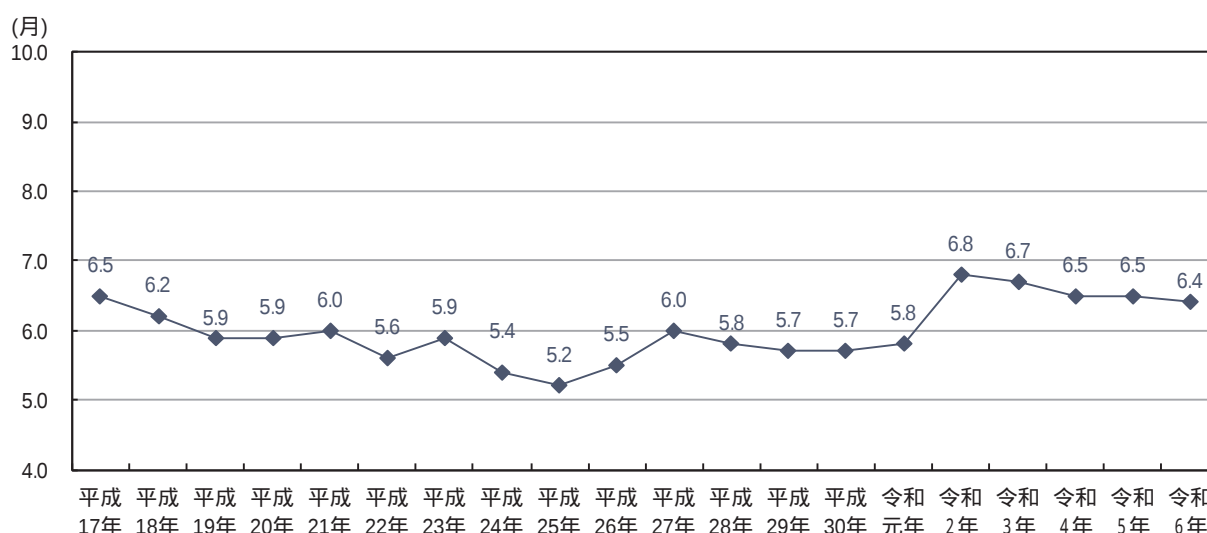


【図4】 新受件数の推移（民事控訴審訴訟事件）



平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化した後、平成28年以降は横ばいで推移していたが、近年は長期化の傾向にあり、令和6年は6.4月となった⁴（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が6月を超える事件の割合は、前回（33.9%）から若干減少し33.4%となった（第10回報告書232頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
平均審理期間(月)	6.4
3月以内	1,613 12.4%
3月超6月以内	7,074 54.3%
6月超1年以内	3,502 26.9%
1年超2年以内	727 5.6%
2年を超える	120 0.9%

⁴ 令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 7】のとおりである。この平均期間は、前回（29.3 月）より若干短縮して 29.0 月となった。また、合計で 2 年を超える期間を要した事件の割合も、前回（57.0％）より 3.3％減少し、53.7％となった（第 10 回報告書 233 頁【表 7】参照）。

【表 7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	11,616
平均期間(月)	29.0
1年以内	1,199 10.3%
1年超2年以内	4,177 36.0%
2年超3年以内	3,570 30.7%
3年超5年以内	2,225 19.2%
5年を超える	445 3.8%

附帯控訴申立て等を除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 8】のとおりであり、約 6 割が判決で終局し（うち約 2 割が原判決取消し（一部取消しを含む。））、約 3 割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第 10 回報告書 233 頁【表 8】参照）。

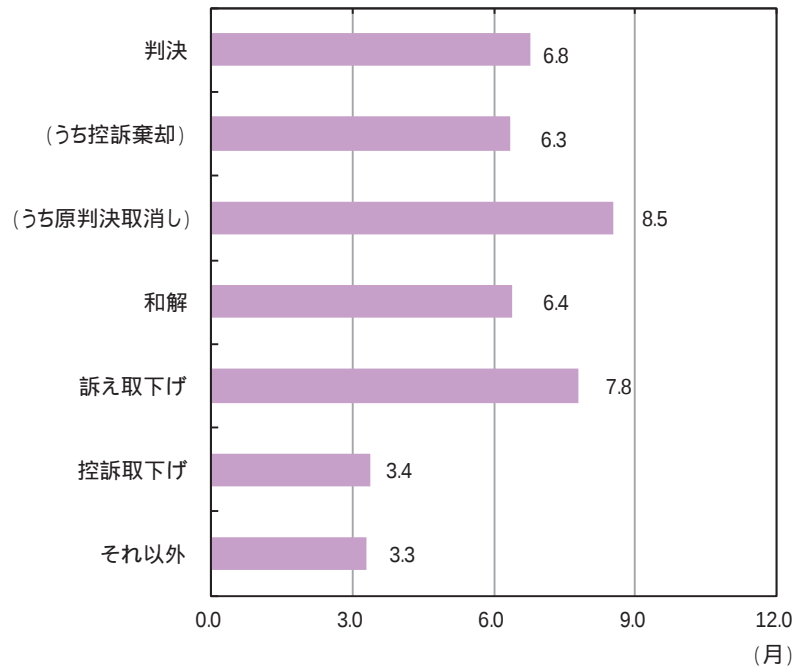
【表 8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
判決	8,437 64.7%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	6,634 78.6%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,740 20.6%
和解	3,337 25.6%
訴え取下げ	231 1.8%
控訴取下げ	607 4.7%
それ以外	424 3.3%

終局区分別の平均審理期間については【図 9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（6.8 月）においては、前回（6.9 月）より短くなり、和解（6.4 月）においては、前回（6.3 月）より長くなった（第

10 回報告書 234 頁【図 9】参照）。

【図 9】 終局区分別の平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

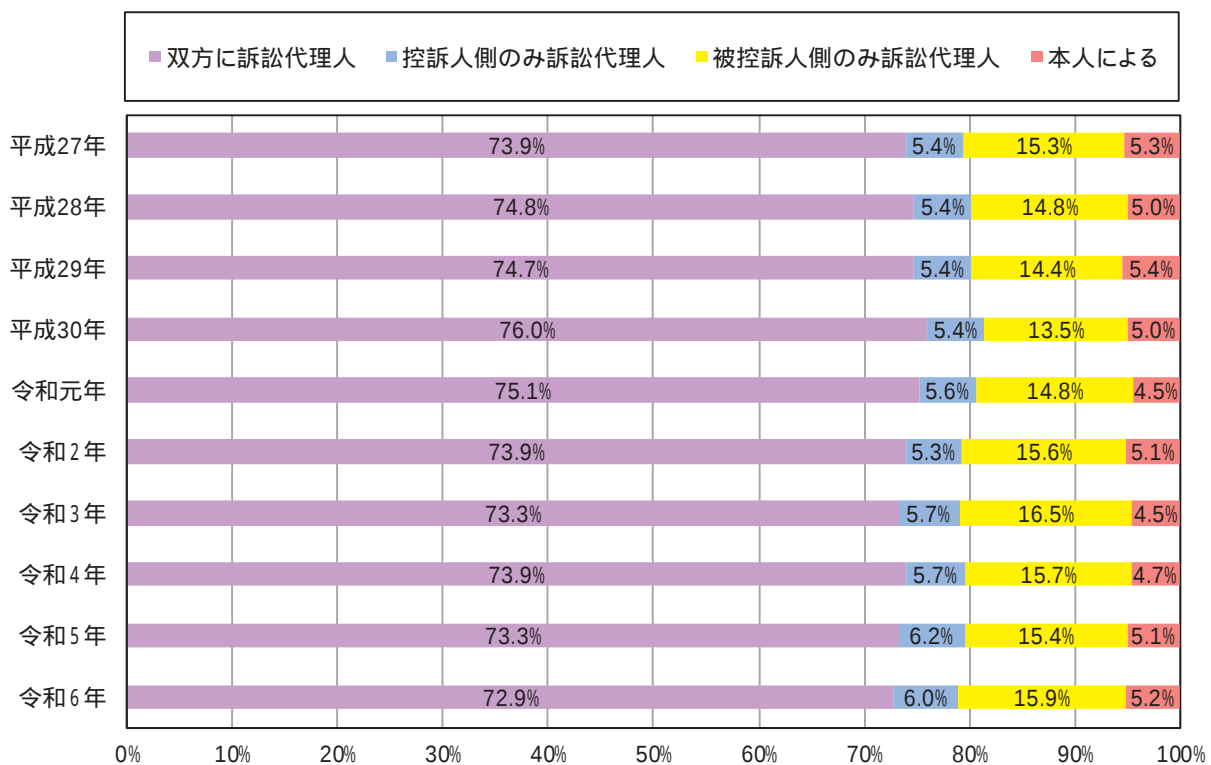


訴訟代理人の選任状況及びその推移については【表 10】
【図 11】のとおりである。【図 11】のとおり、双方に訴訟代
理人が選任された事件の割合は前回（73.9％）より減少し、
72.9％であった。他方、本人による事件の割合（5.2％）は
前回（4.7％）より増加し、控訴人側のみ訴訟代理人が選任
された事件の割合（6.0％）、被控訴人側のみ訴訟代理人が
選任された事件の割合（15.9％）は、いずれも前回（それぞ
れ5.7％、15.7％）より増加した。（第10回報告書235頁【表
10】参照）

【表10】 訴訟代理人の選任状況
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	9,498 72.9%
控訴人側のみ 訴訟代理人	783 6.0%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	2,077 15.9%
本人による	678 5.2%

【図11】 訴訟代理人の選任状況の推移（民事控訴審訴訟事件）

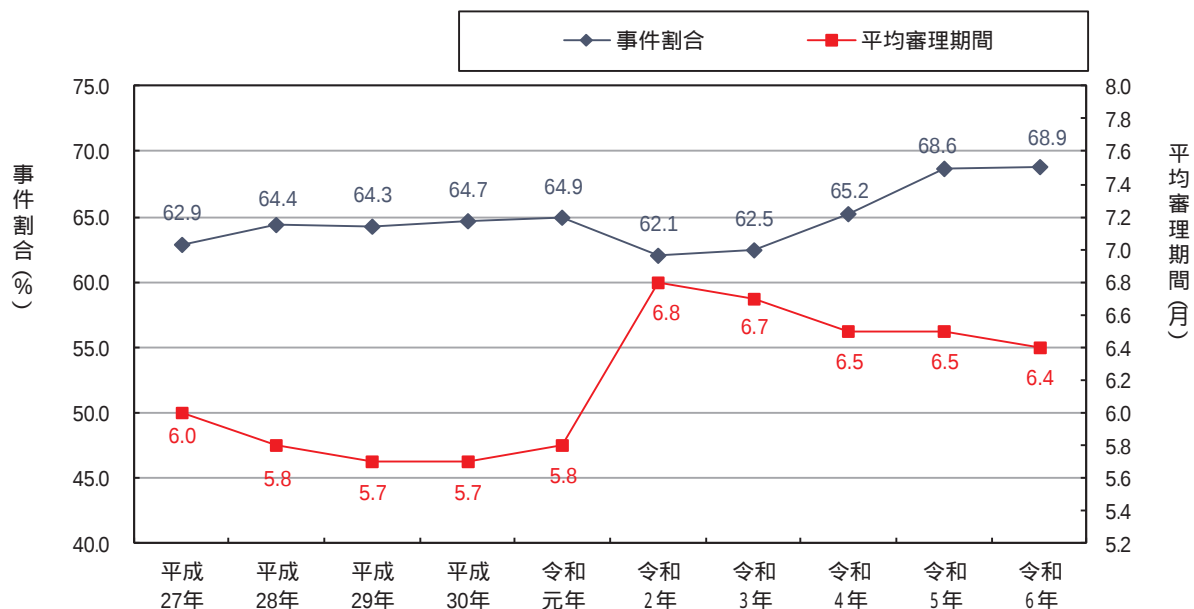


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、平均期日回数（1.7 回）は前回（1.8 回）より減少し、平均期日間隔（3.7 月）は前回（3.6 月）より長期化した（第 10 回報告書 236 頁【表 12】参照）。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移については【図 13】のとおりであり、令和 6 年は、口頭弁論期日 1 回で結審した事件の割合（68.9%）が前回（65.2%）より増加し、平均審理期間（6.4 月）は前回（6.5 月）より短縮した。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.7

【図 13】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率（13.6%）は、前回（18.3%）より減少した（第 10 回報告書 236 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
争点整理	実施件数
	1,775
	実施率
	13.6%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率（1.3％）は前回（1.6％）より減少し、人証調べが実施された事件における平均人証数（1.8 人）は、前回（1.8 人）から変化はない（第 10 回報告書 237 頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が 1.7 回と少ないことも踏まえると（【表 12】）、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる。

【表 15】 人証調べ実施率及び平均人証数（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.3%
平均人証数	0.02
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.8

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件では、上訴率（28.4％）は、前回と同様であるが、上訴事件割合は 18.4％であり、前回（17.9％）より増加し、上告受理事件については、上訴率（32.4％）、上訴事件割合（21.0％）のいずれも前回（それぞれ 31.7％、19.9％）より増加した（第 10 回報告書 237 頁【表 16】参照）。

【表 16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	28.4%	32.4%
上訴事件割合	18.4%	21.0%

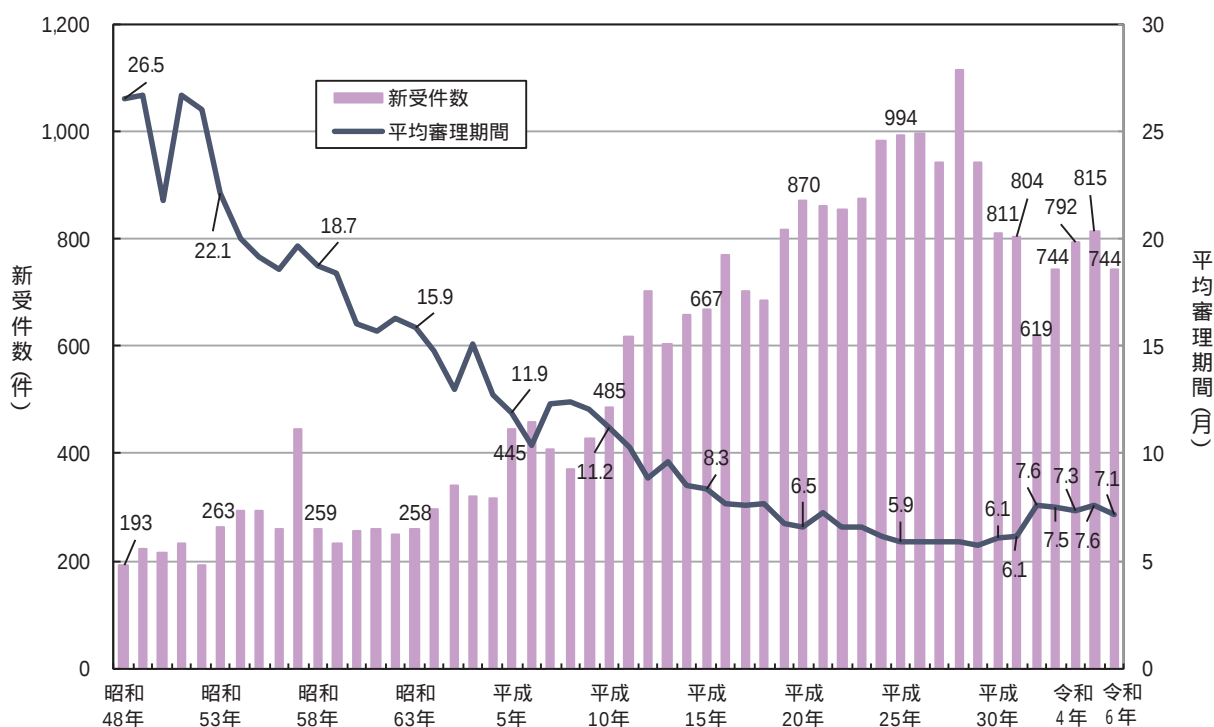
この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1.2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 6 年は、前回（792 件）から減少して 744 件となった。平均審理期間については、前回（7.3 月）より短縮して 7.1 月となった²。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

² 令和 2 年から引き続き長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（762 件）を上回り 830 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合は、前回（43.8%）より減少して 41.3%³となった（第 10 回報告書 239 頁【表 18】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（29.7 月）よりも短縮して 28.2 月となり、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は、前回（50.0%）から増加して 55.5%となった（第 10 回報告書 239 頁【表 19】参照）。

【表 18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における 行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	830	13,036
平均審理期間(月)	7.1	6.4
3月以内	77 9.3%	1,613 12.4%
3月超6月以内	410 49.4%	7,074 54.3%
6月超1年以内	280 33.7%	3,502 26.9%
1年超2年以内	46 5.5%	727 5.6%
2年を超える	17 2.0%	120 0.9%

【表 19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における 行政事件訴訟
既済件数	811
平均期間(月)	28.2
1年以内	98 12.1%
1年超2年以内	352 43.4%
2年超3年以内	183 22.6%
3年超5年以内	130 16.0%
5年を超える	48 5.9%

行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

³ 端数処理の関係上、表 18 の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

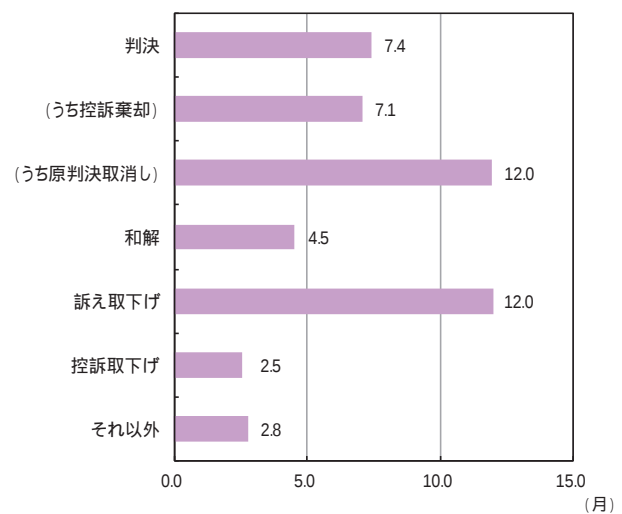
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（92.0％）から若干増加して 92.4％となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（8.3％）から減少して 7.2％となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 10 回報告書 240 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については【図 21】のとおりであり、判決（控訴棄却）は前回（7.4 月）から若干短縮して 7.1 月となり判決（原判決取消し）は前回（10.3 月）から長期化して 12.0 月となった。

【表 20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	830	13,036
判決	767 92.4%	8,437 64.7%
うち控訴棄却 （％は判決に対する割合）	709 92.4%	6,634 78.6%
うち原判決取消し （％は判決に対する割合）	55 7.2%	1,740 20.6%
和解	2 0.2%	3,337 25.6%
訴え取下げ	3 0.4%	231 1.8%
控訴取下げ	21 2.5%	607 4.7%
それ以外	37 4.5%	424 3.3%

【図 21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（55.1％）より増加して 58.7％であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（10.6％）より減少して 9.3％であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 10 回報告書 240 頁【表 22】参照）

【表 22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	487 58.7%	9,498 72.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	15 1.8%	783 6.0%
被控訴人側のみ訴訟代理人	251 30.2%	2,077 15.9%
本人による	77 9.3%	678 5.2%

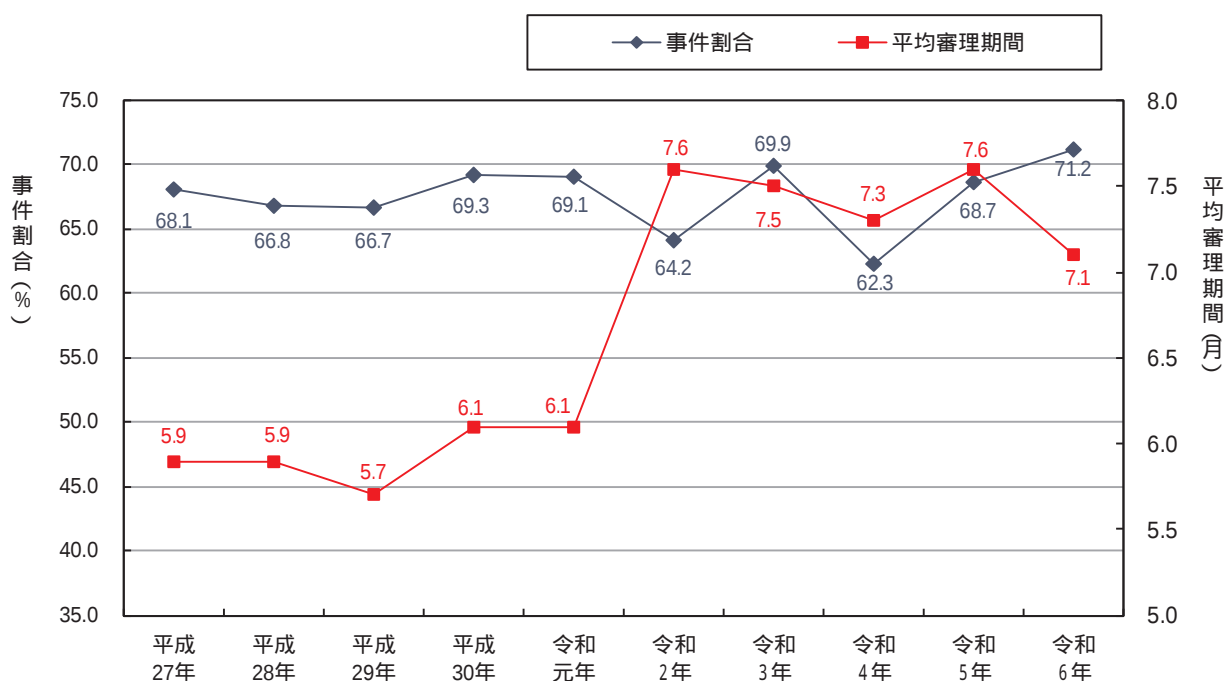
審理の状況について見ると、【表 23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）（1.4 回）及び平均期日間隔（4.9 月）は前回とほぼ同数であった（第 10 回報告書 241 頁【表 23】参照）⁴。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図 24】のとおりであり、1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（71.2%）は前回（62.3%）から増加し、平均審理期間（7.1 月）は前回（7.3 月）から若干短縮した⁴。

【表 23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.4	1.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.2	0.6
平均期日間隔(月)	4.9	3.7

端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図 24】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



⁴ 令和 2 年から引き続き長期化傾向（平成 30 年は平均期日回数が 1.4 回、平均期日間隔が 4.4 月であったが、令和 2 年にはそれぞれ 1.5 回、5.1 月となり、その後はほぼ同様である。）にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる（第 8 回報告書 152 頁【表 23】、第 9 回報告書 215 頁【表 23】、第 10 回報告書 241 頁【表 23】参照）。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（4.2%）より増加して 4.9%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第 10 回報告書 242 頁【表 25】参照）。

【表 25】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点 手続 整理	実施件数	41	1,775
	実施率	4.9%	13.6%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第 10 回報告書 242 頁【表 26】参照）。

【表 26】 人証調べ実施率及び平均人証数(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率		1.2%	1.3%
平均人証数		0.02	0.02
平均人証数 (人証調べ実施事件)		1.9	1.8

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件の上訴率は前回（46.3%）から若干減少して 45.8%となり、上訴事件割合(42.0%)は前回とほぼ同様である。上告受理事件の上訴率及び上訴事件割合（それぞれ 50.3%、46.1%）は、いずれも前回（それぞれ 47.8%、43.2%）から増加した。（第 10 回報告書 242 頁【表 27】参照）

【表 27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合(控訴審における行政事件訴訟)

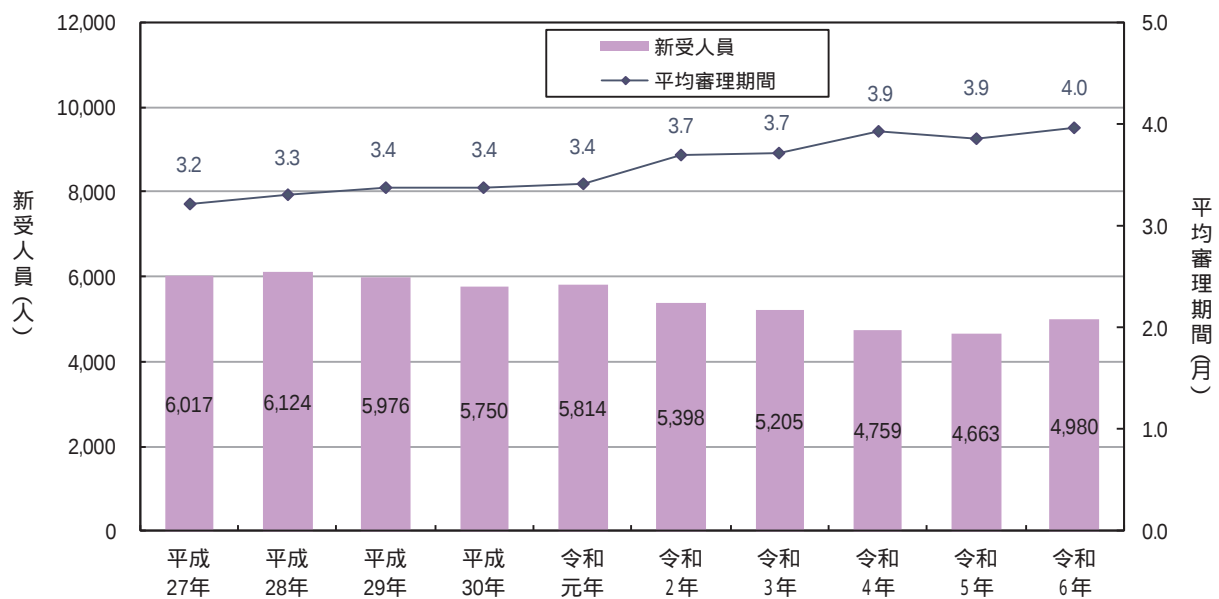
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	45.8%	50.3%
上訴事件割合	42.0%	46.1%

この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1.3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成29年まで6,000人前後で推移していたが、令和6年は、前回とほぼ同様の4,980人となった。終局人員（実人員）は、前回（4,820人）より増加して4,928人であった（第10回報告書245頁【表5】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員（延べ人員）	4,980
終局人員（実人員）	4,928
平均審理期間（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	4.0
平均開廷回数（公判が開かれずに終局した事件を除外）	2.1
平均開廷間隔（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護人選任率（％）	96.2
事実の取調べの実施割合（％）	34.1
上告率（％）	45.0

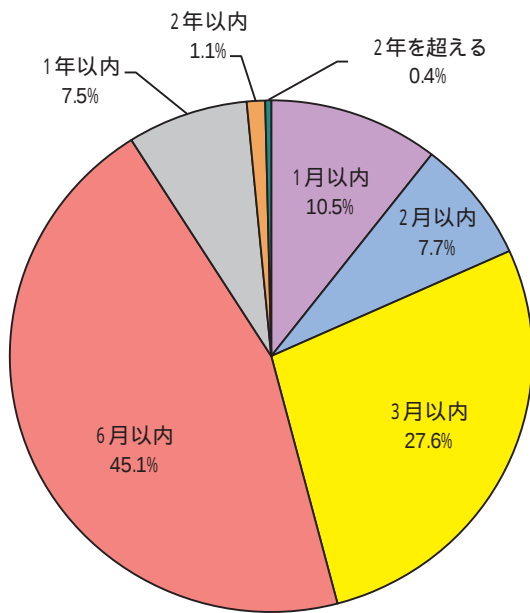
1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図 1】【表 2】のとおりである。平均審理期間は、近年高止まりしており、4.0 月であった。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表 4】のとおりである。この平均期間は、平成 18 年以降、10 月前後で推移していたが（第 5 回報告書概況編 214 頁【図 11】、第 6 回報告書 205 頁【表 4】、第 7 回報告書 143 頁【表 4】、第 8 回報告書 155 頁【表 4】参照）、令和 2 年以降、長期化し（第 9 回報告書 218 頁【表 4】、第 10 回報告書 244 頁【表 4】参照）、令和 6 年においても前回（12.9 月）から 13.3 月に長期化している。期間別の事件割合を見ると、第一審受理から 1 年以内に終局する事件が約 7 割を占めることは従前の傾向と同様である。

【図 3】 審理期間の分布（刑事控訴審訴訟事件）



【表 4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事控訴審訴訟事件）

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員（実人員）	4,928
平均期間（月）	13.3
1年以内	3,312 67.2%
1年超2年以内	1,243 25.2%
2年超3年以内	242 4.9%
3年超5年以内	111 2.3%
5年を超える	20 0.4%

終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表 5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約 7 割が控訴棄却、約 1 割が破棄自判、2 割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、その大半を占める控訴棄却及び破棄自判で終局した事件（それぞれ 4.4 月、5.3 月）は、前回と同様である（第 10 回報告書 245 頁【表 5】参照）。

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回と同様である（第10回報告書243頁【表2】参照）。事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、令和6年も、これまでの減少傾向に即して、前回（38.7%）から減少し、34.1%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.05人と前回と同様に少ない（第10回報告書243頁【表2】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

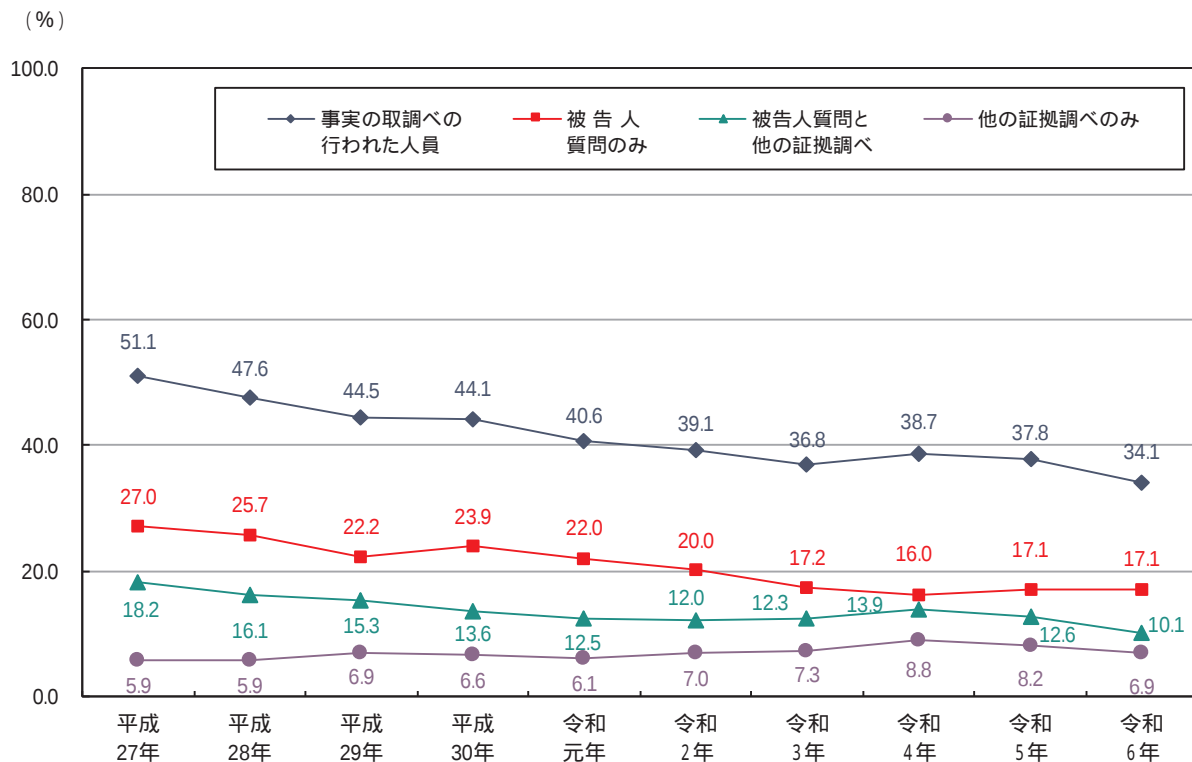
上告率については【表2】のとおりであり、近年の傾向に即した結果となっている（45.0%）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回とほぼ同様（96.2%）であった（第10回報告書243頁【表2】参照）。

【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	4,928	4.0
控訴棄却	3,671 74.5%	4.4
破棄自判	397 8.1%	5.3
破棄差戻・移送	20 0.4%	10.6
公訴棄却	20 0.4%	6.8
取下げ	819 16.6%	1.0

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

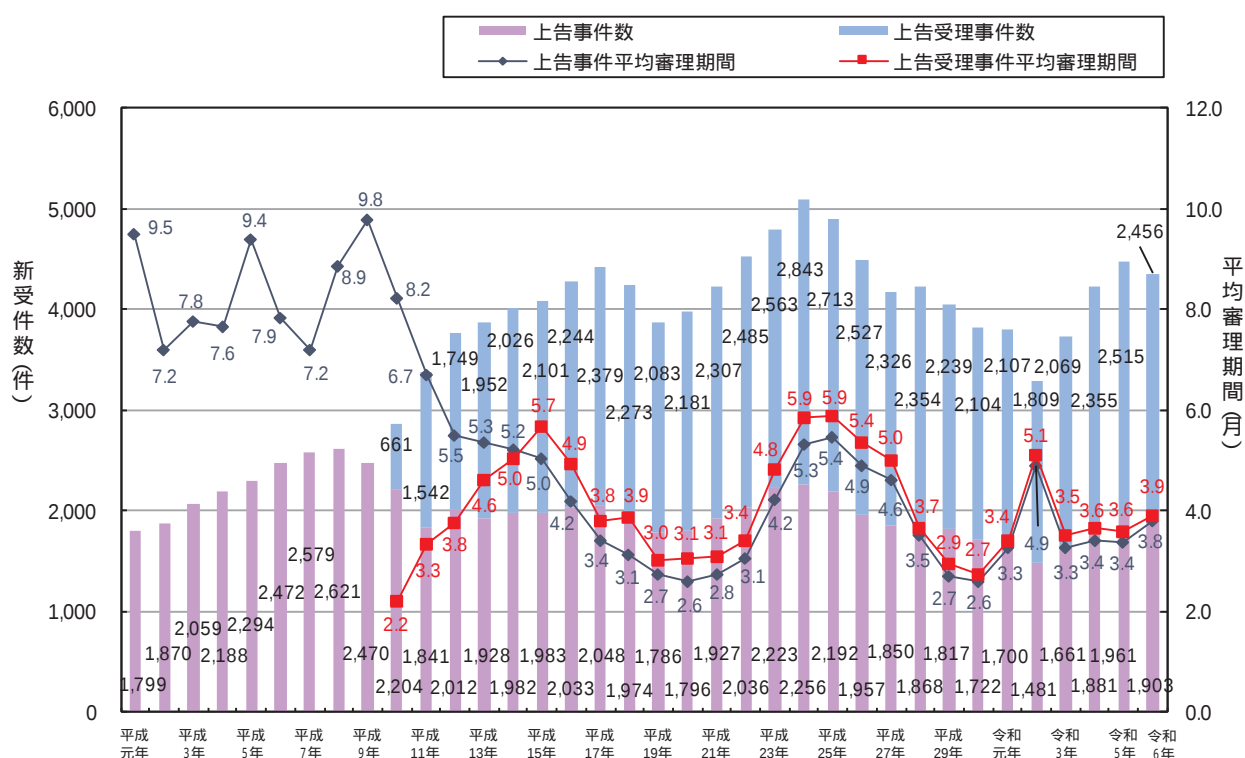


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2.1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。新受件数と平均審理期間には一定の相関関係があるといえ、両者の推移にはおおむね類似した傾向が見られる。平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となり、平成26年から短縮傾向に転じ、令和元年以降はおおむね長期化傾向となっており、令和6年においては、上告事件が3.8月、上告受理事件が3.9月となり、前回（それぞれ3.4月、3.6月）より長期化した。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。

上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。

新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲 2.2においても同様である。）。

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合（51.6%）及び3月超6月以内の事件の割合（33.7%）がいずれも前回（それぞれ、56.0%、34.2%）より減少し、審理期間が6月超1年以内の事件の割合（12.7%）が前回（8.3%）より増加するなど、全体的に長期化しており、平均審理期間（3.8月）は、前回（3.4月）より0.4月長くなった。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合（49.0%）及び3月超6月以内の事件の割合（35.7%）がいずれも前回（それぞれ、50.9%、37.6%）より減少し、審理期間が6月超1年以内の事件の割合（13.2%）が前回（9.8%）より増加しており、平均審理期間（3.9月）が前回（3.6月）より0.3月長くなった。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である（第10回報告書247頁【表2】参照）。

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合
（民事上告事件及び民事上告受理事件）

上告事件

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,855	-	2	1,844	8	1
平均審理期間(月)	3.8	-	5.3	3.8	3.0	4.5
3月以内	957 51.6%	- -	1 50.0%	952 51.6%	4 50.0%	- -
3月超6月以内	625 33.7%	- -	- -	620 33.6%	4 50.0%	1 100.0%
6月超1年以内	235 12.7%	- -	1 50.0%	234 12.7%	- -	- -
1年超2年以内	38 2.0%	- -	- -	38 2.1%	- -	- -
2年を超える	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上告受理事件

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,397	5	11	2,356	12	13
平均審理期間(月)	3.9	16.8	17.2	3.8	3.4	5.2
3月以内	1,175 49.0%	- -	- -	1,166 49.5%	6 50.0%	3 23.1%
3月超6月以内	856 35.7%	- -	- -	845 35.9%	5 41.7%	6 46.2%
6月超1年以内	317 13.2%	2 40.0%	1 9.1%	309 13.1%	1 8.3%	4 30.8%
1年超2年以内	48 2.0%	2 40.0%	10 90.9%	36 1.5%	- -	- -
2年を超える	1 0.04%	1 20.0%	- -	- -	- -	- -

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。上告事件の平均期間（39.2 月）は前回（38.8 月）より長期化しており、上告受理事件（40.3 月）は、前回（40.6 月）より短縮している。合計の期間が3年を超える事件の割合は、上告事件で44.3%、上告受理事件で48.4%と、いずれも前回（上告事件 44.5%、上告受理事件 49.3%）より減少した（第10回報告書248頁【表3】参照）。

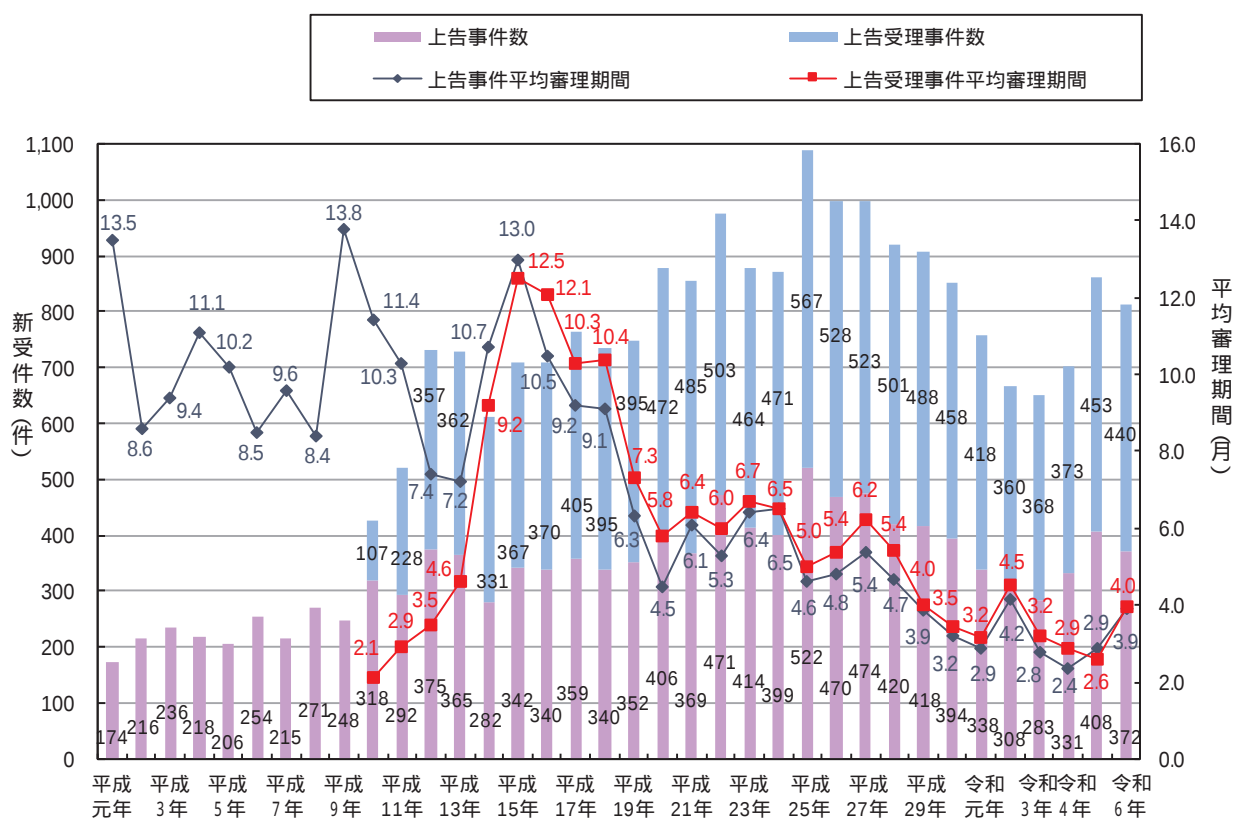
【表3】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,855	2,397
平均期間(月)	39.2	40.3
1年以内	11 0.6%	10 0.4%
1年超2年以内	368 19.8%	404 16.9%
2年超3年以内	655 35.3%	823 34.3%
3年超5年以内	612 33.0%	891 37.2%
5年を超える	209 11.3%	269 11.2%

2.2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和6年においては、上告、上告受理（それぞれ372件、440件）ともに前回（それぞれ331件、373件）より増加した。平均審理期間は、上告は平成9年、上告受理は平成15年がピークであったが、いずれについても、平成15年以降に顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮傾向にある²。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審とした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審とした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

² 令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

終局区分別の既済件数については【表５】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が９割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ２.１月、２.４月）より増加し、それぞれ２.８月、３.７月となった。【表５】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が３月以内の事件の割合は前回（それぞれ７９.９％、７４.０％）より減少し、それぞれ６４.７％、６１.９％となった。他方、６月を超える事件の割合は前回（それぞれ４.０％、７.１％）より大幅に増加し、それぞれ１４.０％、１４.０％となった（第１０回報告書２５０頁【表５】参照）。もっとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。

【表５】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合
（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	380	32	1	347	-	-
平均審理期間(月)	3.9	15.3	18.0	2.8	-	-
3月以内	246 64.7%	- -	- -	246 70.9%	- -	- -
3月超6月以内	81 21.3%	1 3.1%	- -	80 23.1%	- -	- -
6月超1年以内	23 6.1%	8 25.0%	- -	15 4.3%	- -	- -
1年超2年以内	30 7.9%	23 71.9%	1 100.0%	6 1.7%	- -	- -
2年を超える	- -	- -	- -	- -	- -	- -

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	444	1	8	432	3	-
平均審理期間(月)	4.0	18.0	18.0	3.7	1.5	-
3月以内	275 61.9%	- -	- -	272 63.0%	3 100.0%	- -
3月超6月以内	107 24.1%	- -	- -	107 24.8%	- -	- -
6月超1年以内	27 6.1%	- -	- -	27 6.3%	- -	- -
1年超2年以内	35 7.9%	1 100.0%	8 100.0%	26 6.0%	- -	- -
2年を超える	- -	- -	- -	- -	- -	- -

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ 40.8 月、42.9 月）については、いずれも前回（それぞれ 35.8 月、39.8 月）から増加した。期間別に見ても、上告、上告受理のいずれにおいても、5 年超の事件の割合が増加した（上告事件は、前回の 7.0% から 18.2%、上告受理事件は、前回の 12.3% から 19.8%）。（第 10 回報告書 251 頁【表 6】参照）³

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	336	374
平均期間(月)	40.8	42.9
1年以内	14 4.2%	11 2.9%
1年超2年以内	92 27.4%	84 22.5%
2年超3年以内	99 29.5%	111 29.7%
3年超5年以内	70 20.8%	94 25.1%
5年を超える	61 18.2%	74 19.8%

高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

³ 令和2年以降長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。

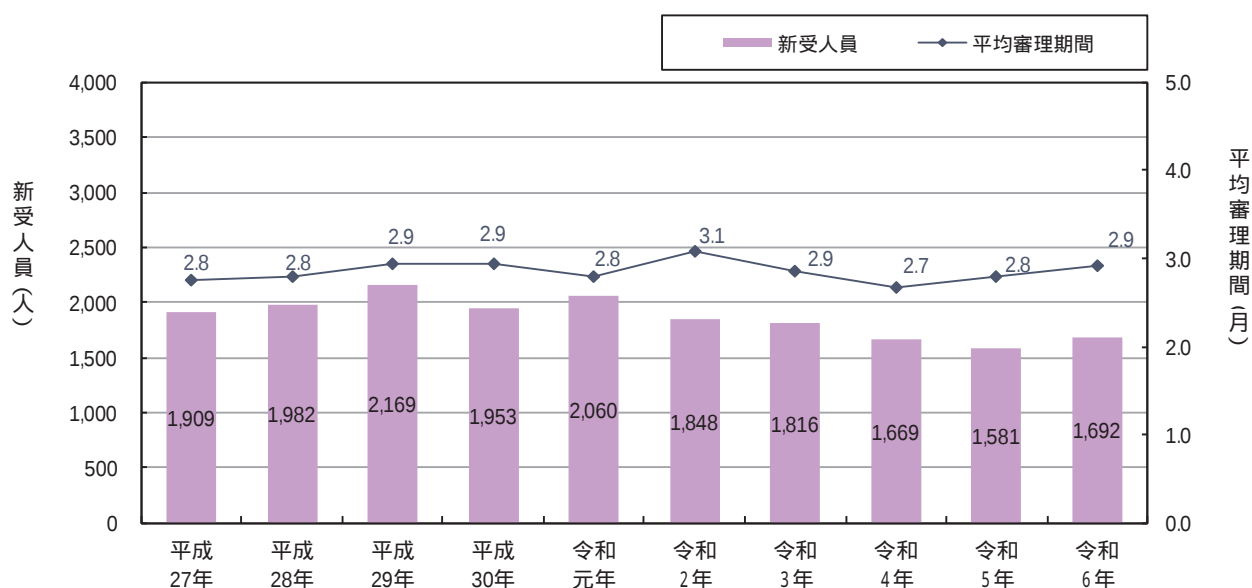
2.3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、約 2,000 人前後で増減を繰り返していたが、令和 6 年は、前回とほぼ同様の 1,692 人となった。

平均審理期間については、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和 6 年は 2.9 月であった。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、前回同様、その大半が3月以内に終局している（第10回報告書253頁【表2】参照）。

【表2】 終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,607	-	-	1,334	8	265
平均審理期間(月)	2.9	-	-	3.3	4.8	1.0
1月以内	151 9.4%	-	-	-	1 12.5%	150 56.6%
1月超2月以内	311 19.4%	-	-	211 15.8%	1 12.5%	99 37.4%
2月超3月以内	779 48.5%	-	-	761 57.0%	2 25.0%	16 6.0%
3月超6月以内	315 19.6%	-	-	312 23.4%	3 37.5%	-
6月超1年以内	26 1.6%	-	-	26 1.9%	-	-
1年超2年以内	21 1.3%	-	-	20 1.5%	1 12.5%	-
2年を超える	4 0.2%	-	-	4 0.3%	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（18.1月）より若干長期化して18.8月となった（第10回報告書253頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年以内の事件が大半である。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,607
平均期間(月)	18.8
1年以内	657 40.9%
1年超2年以内	645 40.1%
2年超3年以内	191 11.9%
3年超5年以内	92 5.7%
5年を超える	22 1.4%